

専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和8年6月4日提出

秦野市長 高橋 昌和



専 決 処 分 書

交通事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

69,300円

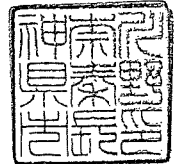
2 賠償の相手方

[Redacted]

[Redacted]

令和8年5月15日

秦野市長 高橋 昌 和



事故の概要

(1) 発生日時

令和7年12月25日（木）午後0時30分頃

(2) 発生場所

秦野市下大槻 [Redacted]

(3) 事故の状況

資産税課職員の運転する公用車が、家屋評価のため、上記場所の訪問先に到着し、後退して駐車しようとした際、後退時の安全確認が不十分であったため、公用車の左側後部が訪問先宅のフェンスに接触し、損傷させた。

(4) 本市の責任原因

車両後退時の安全確認不履行

(5) 本市の過失割合

100パーセント